解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

熊本県八代市千丁町新牟田五二一番地

有限会社松永全司商店

清算人　松永　學

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鹿児島県鹿屋市寿七丁目二番三号

有限会社中馬かまぼこ店

清算人　中馬　正明

解散公告

当社は、令和六年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県南城市大里字大城一八七一番地一二

有限会社ＫＲＴ

代表清算人　平良　和雅

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県浦添市宮城一丁目五番二号

株式会社ロジアシスト

代表清算人　亀谷　長則

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県宮古島市平良字下里三一〇七―六八八

合同会社カナワーク

清算人　奥平よ志ゑ

解散公告

当社は、令和七年十月十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

沖縄県南城市大里字稲嶺二〇一三番地一九

合同会社アスクレピオス

清算人　上原　直樹

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

札幌市西区西野二条四丁目三番一五号

医療法人社団北浜胃腸科・内科

清算人　北濵　秀一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福島県白河市東前町一〇番地

宗教法人実行教伏見稲荷教会

清算人　弁護士　宮本　雅司

連絡先　〇二四八―二七―二二八三

弁護士法人宮本法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鹿児島市吉野町二四四八番一

医療法人光樹会

清算人　四枝　皓二

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

三重県鈴鹿市三宅町三七四番地の四

農事組合法人津西部畜産組合

清算人　中尾　教昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年一月十六日開催の責任役員会の決議並びに奈良県知事の認証により令和七年九月九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

奈良県大和郡山市外川町二八三番地の一

西林寺

清算人　澤原　昌宏

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月五日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

鳥取県鳥取市材木町一五二番地

医療法人福田整形外科医院

清算人　福田　佳弘

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十九日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

松山市大字石手六〇四番地

靈覚寺

清算人　山口　直樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年九月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十日

福島県いわき市常磐湯本町天王崎一番地の八〇

医療法人社団尚誠会

清算人　伊藤　昌幸

第19期決算公告

令和７年10月22日

茨城県つくば市吾妻一丁目12番地９

サン債権回収株式会社

代表取締役　小島　哲也

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	700,506	流動負債	95,692
固定資産	61,215	固定負債	417
有形固定資産	13,071	**負債合計**	**96,109**
無形固定資産	24,842	株主資本	665,613
投資その他の資産	23,301	資本金	500,000
		利益剰余金	165,613
		利益準備金	15,750
		その他利益剰余金	149,863
		純資産合計	**665,613**
資産合計	**761,722**	**負債・純資産合計**	**761,722**

損益計算書の要旨

（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	616,971
売上原価	306,951
売上総利益	310,019
販売費及び一般管理費	116,509
営業利益	193,510
営業外収益	825
経常利益	194,336
特別損失	10
税引前当期純利益	194,326
法人税、住民税及び事業税	66,332
法人税等調整額	△196
当期純利益	128,190